

東伊豆町生涯学習推進大綱

～ 心ゆたかな人をはぐくみ
みんなが主役のまち東伊豆をめざして ～
～ 学び つなぎ 生かす ～

平成 25 年 3 月

東伊豆町・東伊豆町教育委員会
東伊豆町生涯学習推進委員会
東伊豆町社会教育委員会

このページは空白です
(PDF 化の際に挿入したものです)

東伊豆町民憲章

東伊豆町は、天城の山並みを背に伊豆七島を望み、豊かな温泉に育まれた平和な町です。

この恵まれた郷土に限りない愛情と誇りをもって、潤いのある町づくりをめざし、この憲章を定めます。

わたくしたち町民は

1. 郷土の自然を守り美しい町をつくります。
1. 心のふれ合いを大切にし、明るい町をつくります。
1. 教養をたかめ、文化の香る町をつくります。
1. 元気で働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、住みよい町をつくります。

昭和59年1月10日制定

目 次

| | |
|----------------------|----|
| あいさつ（はじめに） | 1 |
| 第1章 生涯学習推進大綱の策定にあたって | |
| （1）策定のねらい | 2 |
| （2）策定の経緯 | 2 |
| 第2章 これからの時代の生涯学習 | |
| （1）生涯学習とは ～その意義と必要性～ | 3 |
| 第3章 生涯学習推進の基本理念・基本目標 | |
| （1）基本理念 | 4 |
| （2）基本目標 | 4 |
| 第4章 「心ゆたかな人」を目指して | |
| （1）東伊豆町民憲章の実践 | 5 |
| （2）町民一人ひとりができること | 5 |
| 第5章 「心ゆたかな人」をはぐくむために | |
| （1）家庭の取り組み | 6 |
| （2）地域の取り組み | 7 |
| （3）学校の取り組み | 9 |
| 第6章 行政の役割 | |
| （1）「心ゆたかな人をはぐくむ」のために | 11 |
| （2）生涯学習の推進について | 14 |

付属資料

生涯各期の学習目標

1 生涯各期の区分

| | |
|---------|----|
| （1）乳幼児期 | 16 |
| （2）少年期 | 16 |
| （3）青年期 | 17 |
| （4）成人期 | 18 |
| （5）成熟期 | 18 |

| | |
|-----------------------|----|
| 2 町民憲章実現のための生涯各期の目標 | |
| (1) 町民憲章実現のための生涯各期の目標 | 19 |
| (生涯各期の目標一覧表) | 20 |
| | 21 |
| 生涯学習推進構想図 | 22 |
| 生涯学習推進関係者名簿 | 23 |

あ い さ つ (はじめに)

少子高齢化の進行や高度情報化の進展、経済のグローバル化や地方分権の進展など、私たちを取り巻く環境が大きく変化しています。東伊豆町では、町民と行政が良いパートナーとなって、それぞれの特色と個性を生かしながら、協働のまちづくりに取り組み「みんなが安心してくらせる町 笑顔があふれる町づくり」を進めています。



これまで、東伊豆町では、町民の皆様にご協力いただき、各種講座・教室の運営や各種イベントなどを実施してきました。町民の間に「生涯学習」の考え方が浸透し、まちづくりやスポーツなど、各種の学習活動に取り組んでいただいております。

生涯学習は、私たちに心のうるおいや生きがいを与えるものであり、今後は、その成果をこれまで以上にまちづくりに活かしていくことが期待されています。

東伊豆町は、町民の皆様の活動が今後ますます豊かで多様なものとなり、心豊かな町民が活躍することで、さらに魅力あふれるいきいきとしたまち・みんなが主役のまちとなるよう、町民の皆様のご支援とご協力を得ながら、生涯学習推進のための施策を展開してまいります。

この大綱の策定にあたり、生涯学習推進委員会、社会教育委員会などの町民の代表者で構成される会議やパブリックコメントを通して、ご審議いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

東伊豆町長 太田長八

第1章 生涯学習推進大綱の策定にあたって

(1) 策定のねらい

「東伊豆町生涯学習推進大綱」は、「東伊豆町民憲章[※]」や「東伊豆町総合計画基本構想[※]」などを踏まえ、まちづくりの総合的な見地に立って、東伊豆町における生涯学習推進の基本的な指針を明らかにし、町民一人ひとりの生活の充実と地域社会の活力の向上に資するためのものです。

(2) 策定の経緯

東伊豆町では、平成3年に生涯学習大綱を策定しました。

この大綱に基づき講座・教室の運営やイベントなどを行い、生涯学習を推進し、町民の皆様に各種の学習活動に取り組んでいただきました。

しかし、平成18年に約60年振りとなる教育基本法が改正施行され、第3条には「生涯学習の理念」(※下記参照)が新設されました。これ以外にも「家庭教育(新設)」、「幼児期の教育(新設)」、「社会教育(改正)」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(新設)」など、生涯学習及び社会教育の領域に関する内容の見直しがなされました。

このような社会状況の変化を踏まえ、生涯学習推進委員・社会教育委員・教育委員による審議及びパブリックコメント[※]を実施し、東伊豆町にふさわしい生涯学習推進大綱を策定しました。

※教育基本法 第三条(生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

<用語注釈>

※東伊豆町民憲章…町民憲章は、町民が日常において、豊かな自然と温泉に恵まれた郷土に限りない愛情と誇りをもって、うるおいのあるまちづくりを目指し、昭和59年1月10日に制定されました。(表紙裏面参照)

※東伊豆町総合計画基本構想…地方自治法に基づき策定するもので、町が目指す「基本理念」や「まちの将来像」などを示したもの。(計画期間：平成24年度～33年度)

※パブリックコメント…行政機関などの意思決定過程において広く国民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

第2章 これからの時代の生涯学習

(1) 生涯学習とは ～その意義と必要性～

生涯学習とは、家庭教育、学校教育、社会教育のすべてを含むもので、「私たちが生涯にわたって自ら行う学習活動」を総称する言葉です。

価値観や生活様式の多様化が進む現代社会では、科学技術や情報技術は私たちの予想を超える速度で発達しています。地球温暖化をはじめとする環境問題や国際化の進展など、私たちが取り組まなければならない新しい課題が、日々生まれているといっても過言ではありません。

こうした社会の変化に対応し、豊かで潤いのある社会生活を営むためには、生きていくために必要な基礎的な力を身につけるだけでなく、生涯にわたって常に新しい知識を身に付け、自分を磨いていくことが大切です。

このような学習活動を通じて、私たちは、趣味を楽しむ、教養を高める、芸術に親しむ、資格を得るなど、個性を十分に発揮し、毎日の生活の中に、楽しみや喜びを見つけ、健やかで生きがいのある生活を送ることができます。

さらに、行政と町民がともにまちづくりを進めていくことが期待されるこれからの社会では、私たちがこれまで以上にまちづくりへの関心を高め、地域社会の仕組みや地域資源、地域の課題などについて学ぶことも求められています。

私たち一人ひとりが持つ資質を、生涯学習活動を通じて十分に伸ばし、地域社会の中で、人のため、社会のために生かしていくことが期待されています。

第3章 生涯学習推進の基本理念・基本目標

(1) 基本理念

これからの地域社会を支える原点は、その担い手である「人」です。地域社会に心の通い合う温かな人間関係をはぐくみ、自分の果たす役割を見出し、その力を発揮できる豊かな社会の実現を目指して、生涯学習を進めていくうえでの基本理念を次の通り定めます。

基本理念

『心ゆたかな人をはぐくむ』

「心ゆたかな人」とは・・・

- ・生涯にわたって学び続ける「知性」を備えた人
- ・郷土への愛着と誇りを持つ「情操」の豊かな人
- ・志を持って未来をひらく「意志」の強い人

(2) 基本目標

生涯学習の役割を「学び」「つなぎ」「生かす」という視点からとらえ直すとともに、集団や社会の中で、自分が何をすれば、社会や人のためになるかを自ら考え、行動できる人の育成を重視し、基本理念を実現するための基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標

『学び つなぎ 生かす 心ゆたかな人をはぐくむ』

学 び

・・・町民一人ひとりが生きていくための基本的な力を身につけること



つなぎ

・・・学習活動を通して人と人、人と地域、世代と世代をつなぐこと



生かす

・・・学習で得た知識や技能を社会の中で生かすこと

第4章 「心ゆたかな人」を目指して

「心ゆたかな人をはぐくむ」の実現のためには、町民一人ひとりが、心豊かに生きるためにどうしたらいいかを自分に問い、様々な場面で行動に移していくことが求められています。

(1) 東伊豆町民憲章の実践

東伊豆町民憲章の実践は、「心ゆたかな人の育成」へとつながることから、町民憲章自体を町民の到達目標ととらえることができます。

(2) 町民一人ひとりができること

生涯を通じて積極的に学び、自らの能力を高めることで、個人の生活の充実はもとより、地域社会の発展に貢献する姿勢を持ち続けることが求められています。

目標

生涯を通じて積極的に学ぶことで

- ・自らの能力を高め生活の充実を図る。
- ・地域社会の発展に貢献する姿勢を持ち続ける。



目標実現のために

学 び 《自分を磨く》

- ・ **学び続ける姿勢を持つ**
様々な機会をとらえて、主体的に学ぶ姿勢を持ちましょう。
- ・ **目標や生きがいづくり**
目標や生きがいを持ち、充実した生活を送りましょう。
- ・ **次世代の手本となる**
自分の行動が次世代の鏡となることを意識して行動しましょう。



つなぎ《人間関係を広げる》

- ・ **活動の場を広げる**
学習や地域活動など、様々な活動を通して、自分が楽しめる場所を見つけ、人間関係を広げましょう。



陶芸教室の参加者



生かす《人のため、地域のための活動に取り組む》

- ・ **個人の能力を社会に生かす**
自分の知識や技能を社会のために役立てましょう。

第5章 「心ゆたかな人」をはぐくむために

ここでは、生涯学習を実践する場を家庭・地域・学校といった場所に分け、それぞれの場所での取り組み指針を示します。

(1) 家庭の取り組み

家庭は、私たちにとって最も身近な社会です。子どもにとっては、自主性を養い、基本的な生活習慣を形成する大切な場となります。

核家族化や少子化の進展で、家庭内に縦や横の人間関係が形成されにくいことや、家庭内での子どもの役割が少なくなっていることから、家庭以外に地域の大人と交流することや、子ども同士が切磋琢磨する機会を作ることが必要です。親の世代も社会経験が不足しがちな傾向にあることから、親や子ども共に様々な活動に参加する中で、自主性や社会性をはぐくむことも求められます。

学 び 《家庭教育の充実と健やかな体づくり》

- **家庭のルールづくり**
生活の規律や社会のルールを子どもが学べるよう、家庭内で約束ごとやルールを作り、相手を思いやる気持ちや物を大切にすることを育てましょう。
- **子どもの自立心の育成**
自分で問題を発見し、解決することができるよう、子ども自ら工夫したり、発見したりできる機会を設けましょう。
- **安全教育・環境保全教育の充実**
命の大切さを知り、豊かな自然や環境を守る意識を育てましょう。
- **健康的な食生活の確立**
家族ぐるみで健康的な食習慣づくりに取り組みましょう。
- **基本的な生活習慣の確立**
基本的な生活習慣を家庭でしっかり身につけましょう。

つなぎ《コミュニケーションの充実》

- **家族で共有する時間の充実**
一緒に食事をする機会を増やすなど、家族で過ごす時間を充実させましょう。
- **家庭内の催事や年中行事の充実**
催事や年中行事を行うことで、家族で同じ体験を共有するとともに、暮らしの中で季節感を味わい、日本の文化を次の世代へ継承しましょう。
- **地域の行事等への参加**
家族ぐるみで地域活動に参加し、地域とのつながりを深めましょう。
- **父親の子育て参加**
男性も育児・家事に積極的に参加しましょう。



生かす《ゆたかな体験の共有》

- ・ **本物に触れる機会の提供**
本物の芸術、自然、スポーツなどに触れ、家族で体験を共有しましょう。
- ・ **高齢者の知恵の継承**
高齢者と子どもがふれあう機会を設けましょう。

(2)地域の取り組み

地域社会では、社会教育各種事業をはじめ、自治会、子ども会、老人会、PTA、NPO^{*}や趣味のサークルなど、町民が連携を深めながら、住みよい地域環境を築く様々な活動が展開されています。これらの活動が、多様化する町民ニーズに対応するだけでなく、町民に活躍の場を提供し、町民の生きがいがづくり、自己実現につながります。

近年、社会全体に家庭内の人間関係の希薄化や保護者の社会経験不足を補う役割も求められています。地域と家庭が協力し合いながら、子育てや地域活動についてともに学び、経験を生かすことが大切です。

行政には、現存する公共施設を地域の町民活動の拠点施設として、時代や町民ニーズをリードし、地域の人と人をつなぐ役割が求められています。

企業や事業主は、地域社会の一員として、長年の活動の中で培われた技術やノウハウ、人材や設備など、地域社会の課題発見や課題解決に役立つたくさんの財産を、人づくり・地域づくりに生かすことがもとめられています。

<用語注釈>

※NPO…Non-Profit Organization（非営利組織）の頭文字をとった言葉で、広い意味では社会福祉法人や学校法人などの公益法人も含むが、狭い意味では、一般に営利を目的とせず、社会的な使命を持って活動する民間の団体を指す。

学 び 《地域課題や地域資源の掘り起こし》

- **地域課題や地域資源について学ぶ**
町民が地域づくりに参加するきっかけをつくるため、町民が地域の課題や資源などについて一緒に学ぶ機会を設けましょう。
- **環境保全活動への意識の高揚**
地域全体で環境保全活動に取り組めるよう環境保全の意識を高めましょう。



つなぎ《人と人、人と地域のつながりの充実》

- **あいさつの徹底**
地域ぐるみで「あいさつ」や青少年への「声掛け」をしましょう。
- **地域の伝統・民俗文化の継承**
地域固有の伝統や民俗文化を次世代に継承しましょう。
- **様々な世代を巻き込む交流活動の充実**
世代を超えた交流活動に取り組みましょう。
- **外国人と共生する地域づくり**
外国人も気軽に参加できる地域活動に取り組みましょう。
- **徳育^{*}の推進**
地域の特色を生かし、地域ぐるみで徳育に取り組みましょう。



地域ボランティアによる小学校下校時のあいさつの様子



生かす《地域の人活躍できる場づくり》

- **地域のリーダーづくり**
地域のリーダーとなる人材を育てましょう。
- **子育て家庭の支援**
子育て家庭を地域ぐるみで支えましょう。
- **地域の人材活用**
地域活動や生涯学習講座などに地域の人材を活用しましょう。
- **専門的技術やノウハウの提供**
団体や企業、事業者などの技術・ノウハウを地域づくりに活用しましょう。

<用語注釈>

※徳育…他者への思いやりや自己規制、ものごとにはじめに取り組む姿勢など、道徳意識を養うための教育。

(3)学校・園の取り組み

地域の文化や自然、歴史などの教育資源を活用して、豊かな体験の機会を創出し、子どもの「生きる力」の育成に努めるとともに、学習ボランティアなどの地域の人材を積極的に活用し、施設開放や教員による講座を開設するなどして、地域の生涯学習拠点としての役割を果たします。

学 び

《学びの芽生えを培う保育の充実》

- ・幼稚園は、総合的な学び（健康・人間関係・環境・言葉・表現）につながる遊びや体験活動の充実を図り、園児が興味や関心を広げ、主体的に環境にかかわる意欲を育んでいきます。

《自ら学ぶ力をはぐくむ授業・保育改善》

- ・問題解決学習の充実
子どもが自ら問題を見つけ、解決できる学習を充実し、考える力や判断力の育成に努めます。
- ・体験的学習の充実
地域の特色を生かした様々な体験学習を工夫し、地域への愛着を深めながら自ら学び自ら考える力をはぐくみます。
- ・学習習慣の確立
一人一人の学びの基礎が定着するように授業と家庭学習をつなぎ、家庭学習の習慣がつくよう、家庭と連携します。
- ・一人ひとりの能力を伸ばす指導方法の工夫
少人数習熟度別指導やチームティーチング*など指導法を工夫し、個々の能力や適性に応じた指導を行います。

《徳育の充実》

- ・心を育てる授業づくり
道徳の時間を要とし、各教科の授業の中においても、子どもたちの心の成長を図る授業づくりをします。
- ・学校（園）を挙げての徳育の推進
学校（園）の特色を生かし、家庭、地域社会と連携して、職場体験・ボランティア・自然体験等を推進します。

<用語注釈>

※チームティーチング…複数の教師が指導計画の作成、授業の実践、教育評価などに協力してあたること。

- ・読書活動の推進

ボランティアによる読み聞かせや、授業前に読書の時間を設け、読書活動の推進に努めます。

《体育・健康に関する活動の実践》

- ・望ましい食習慣の確立

食に関する正しい知識や望ましい習慣を身につける食育活動を推進します。

- ・町民体育大会、各種スポーツ、部活動への参加・協力・連携

生涯スポーツの営みへの参加推進や学校サポート体制の協力・連携を活かし、健全育成・健康な体づくりに努めます。

- ・地震・津波等から命を守る体制づくり

地震・津波等から命を守る学校体制整備をし、円滑な避難所運営に向けた環境整備に努めます。

つなぎ《交流活動の充実》

- ・国際交流、福祉交流、異世代交流、地域交流など

学校と各種団体の交流活動を充実します。

- ・保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校の連携の強化

学校行事の共同開催、合同授業（保育）の実施など、学校間の連携を強化します。

生かす《地域に開かれた学校（園）づくり》

- ・産業、教育、行政間の連携の強化

インターンシップ[※]の推進による企業との関係、学術交流など、産業、教育、行政の間の関係を強化します。

- ・町民への学習機会の提供

町民を対象とした各種講座を実施するなど、町民に幅広い学習機会を提供します。

- ・地域の人材活用

学校支援ボランティアや学校評議員など、地域住民が学校運営に積極的に参画できる機会を拡充します。

<用語注釈>

※インターンシップ…学生が、企業などで短期間業務を体験すること。

第6章 行政の役割

行政は、町民自らが学ぶ場や活躍する場を整備し、学校・家庭・地域の二
ーズをつなぐコーディネーター*としての役割を担い、町民の生涯学習活動を
支援します。

(1) 「心ゆたかな人をはぐくむ」のために

学 び

「町民が自由に学習機会を選択して学ぶことができる環境」を整える

町民一人ひとりが生きていくための基本的な力をはぐくむため、民間事業者やNP
Oなどと連携し、生涯学習を支援するシステムの整備・充実を図り、自由に学習機会
を選択して学ぶことができる環境を整えます。

《学習機会の充実》

- **生き方の基礎をつくる教育の推進**
確かな学力の育成や家庭教育の支援、文化協会の支援、生涯学習講座の充実など生
きていくために必要な基礎的な学習活動を推進します。
- **感動を味わう機会の提供**
体験学習や自然学習、交流活動の充実など、町民の皆さんが感動を味わえる機会を
提供します。
- **時代にあった講座の開催**
健康教育、環境教育、安全教育、情報技術など時代に合った講座を開催します。

《町民学習への支援》

- **生涯学習の普及啓発**
自分のための学習活動から、住みよいまちづくりなどに貢献できる学習活動へと、
徳育を視野に入れた「生涯学習」の啓発に努めます。
- **学習相談の充実**
町民の学習に関する相談に電話などできめ細かく対応します。
- **生涯学習情報の充実**
広報誌やホームページ、各種メディアを使った生涯学習情報の充実に努めるととも
に、町内・町外の施設ガイドや人材リストを活用し、町民に学習情報を提供します。

<用語注釈>

*コーディネーター…物事の調整・まとめ役。

《生涯学習拠点の整備・充実》

・公共施設の生涯学習拠点としての機能の充実

社会教育法に基づく公民館を持たない当町であるが、現存する公の施設を有効的に利用し、生涯学習の場として積極的に活用されるよう利用条件の改善及び利用の啓発に努めます。

・図書館機能の充実

様々な資料や情報を収集し、町民の生涯にわたる学習活動を支えます。

・学校施設の有効活用

学校が持つ人材や設備を地域に還元し、地域の生涯学習センターとしての機能を有効に活用します。

・スポーツ施設の充実

町民が気軽にスポーツに取り組めるようスポーツ施設を充実します。



東伊豆クロスカントリーコース



つなぎ

「人と人、人と地域、世代と世代がつながる学習活動」を支援する

家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場面で、人と人、人と地域、世代と世代がつながっていくよう、町民の学習活動を支援します。

《町民の学び・交流の支援》

・「思いやりの心」の醸成

相手の立場に立って考え、行動できる町民を支援し、町民が「思いやりの心」を醸成できる機会を作ります。

・社会貢献団体への支援

町民や団体が自主的に行う社会貢献活動を支援します。

・世代間交流の場づくり

社会教育の各種事業や伝統文化の継承などを通じて、異世代の人が交流できる機会を作ります。

・家庭・学校・地域の連携の強化

家庭、学校、地域がそれぞれ担う役割を補完し合うため、相互の連携・協力を強化します。

・ボランティア活動を体験する場の提供

町民がボランティア活動を体験する機会を提供します。

《歴史・文化の継承》

・地域文化活動への支援

地域の文化活動を担う個人や団体を支援します。

・文化財の活用、伝統文化の継承

豊かな自然、地域の歴史的遺産や伝統文化を保護するとともに、郷土資料の情報発信、体験学習に努め地域に伝わる伝統行事や郷土芸能などの保存や町民参加を支援します。



稲取子供三番叟

《スポーツの振興》

・生涯スポーツの推進

町民がいつでもスポーツに親しむことができる機会を提供します。

《人材の活用》

・人材リストの充実

学びたい時にいつでも講師や学習グループの情報が得られるよう、人材やグループの情報を収集し、提供します。

・小・中学校、高等学校などの人材の活用

町内の各学校の人材を地域で活用します。

・中高年齢の地域参加の支援

中高年齢者を対象とした講座を開催するとともに、技術や知恵を持った人たちを積極的に活用し、地域への参加を支援します。



生かす

「町民のまちづくりへの参加」を推進する

町民の学習成果を社会で生かせるよう、町民が活躍できる場を整備し、地域の問題を見つけ自ら解決できる町民をはぐくみます。

《町民参加の環境の整備》

・町民の活躍の場の整備

町民文化祭、スポーツ大会など、町民が活躍できる場所を充実します。

・子育て支援者の育成

子どもを持つ親も気軽に参加できるよう、子育て支援者や団体を支援します。

《町民の自主活動の支援》

・町民の社会貢献活動への支援

町民や町内の団体が社会のために行う活動を支援します。

・学習成果の活用

個人が学習して得た成果を、地域の中で活用するよう努めます。

・協働の仕組みづくりの推進

町民がまちづくりに参加できる場所づくり・きっかけづくりに努めます。

《人材の育成》

- ・ ボランティア、団体の育成
ボランティアや団体として活動する町民を育成します。
- ・ リーダーの育成
地域のリーダーとなる人材を育てます。

(2)生涯学習事業の推進について

生涯学習推進大綱の実効性を高めるため、東伊豆町生涯学習推進委員会、東伊豆町社会教育委員会などにおいて、年度ごとに生涯学習事業の検討を行います。

また、生涯学習推進に大きな役割を担う、青少年健全育成をはじめとする各種団体の関係者にも十分ご理解いただきながら、事業を推進します。

付 属 資 料

- 生涯各期の学習目標
- 生涯学習推進構想図
- 生涯学習推進関係者名簿

付属資料 生涯各期の学習目標

ここでは、生涯学習の側面から、人の生涯を乳幼児期、少年期、青年期、成人期、成熟期に分け、生涯各期の目標と個人を取り巻く保護者や地域が取り組むべき課題を紹介します。

1 生涯各期の区分

生涯各期の目標と、地域や保護者との関わり方をまとめました。

(1) 乳幼児期



《目標》 のびのび遊び 豊かな心を育てます

家庭での生活や地域での遊びなどを通して、人間形成の基礎を培い、基本的な生活習慣を習得します。

《地域と乳幼児との関わり》

核家族化や少子化の影響で、乳幼児を持つ親たちが、子育てについて、親や祖父母、身近な人に相談できる機会が少なくなっています。地域で育児を応援しましょう。

《乳幼児期の子どもを持つ保護者の課題》

親の生き方が子どもの成長・発達に大きな影響を与えます。親自身が子どもとともに育つという自覚を持ち、思いやりのある明るい家庭の中で子どもを育てるよう心掛け、父親も積極的に子育てに参加しましょう。

スキンシップを大切にし、遊びを通して親子のふれあいを深めることで、子どもは、情緒が安定し、自立心や自発性を身につけます。小さなうちから自然とふれあい、美しいものに感動する心、生き物を大切にする心を育てましょう。

あいさつや後片付けなどの基本的な生活習慣をきちんと身につけられるよう、この時期から愛情を持って、良い行いはほめ、間違っただ行いは叱ることが大切です。

《具体例》

- ・身近な自然や生き物とふれあう
- ・家庭の中で約束事やルールをつくる
- ・地域の活動に親子で積極的に参加する など



(2) 少年期



《目標》 仲間と一緒に いろいろなことに挑戦します

身体能力、知力、感情、社会性、道徳性が発達し、自我意識の高まりが見られます。学校教育などを通じて生きていくために必要な基礎的な学力を身につける時期です。

《地域と少年期の子どもとの関わり》

少年期の子どもは、地域の祭りなどの伝統芸能を受け継いだりすることをきっかけに、地域の人たちと交流する機会が生まれます。地域社会での人と人の交流や体験を通して郷土愛を育てることも大切です。伝統芸能の継承や地域の小・中学校への協力など、子どもの体験の広がりや安全なまちづくりに協力しましょう。

《少年期の子どもをもつ保護者の課題》

異年齢の集団が戸外で遊ぶことが少なく、物質的に恵まれた生活の中で、遊べない子やがまんできない子が増えています。

子どもに家事を手伝わせたり、異年齢集団での遊びや地域の活動を体験させたりする中で、思いやりの心や自分と違う意見や考えを理解すること、周りの人と協調することなどを学ばせましょう。

豊かな感性をはぐくむためには、様々な生活体験を通して他者との関わりを深め、人間関係をつくる能力を高めることが求められています。自分の好き嫌いだけで行動することを戒め、社会の礼儀やルールを少しずつ教え、教えたことを守れるようになったらほめるようにしましょう。子どもに規範を示す意味で、親自身が社会の礼儀やルールを守ることも重要です。

《具体例》

- ・家庭の中で役割を与え、家族の一員としての意識をもたせる
- ・地域の人たちと交流を深める地域行事に参加する
- ・社会を知るための福祉体験活動や職業体験に参加する
- ・異年齢集団で生活する宿泊訓練（通学合宿など）に参加する など

(3) 青年期



《目標》将来の夢に向かって 自分の可能性を広げます

新たな世界への期待と生き方や将来への不安の間で揺れ動く時期です。家庭や地域との関わりの中で社会の一員として担う役割を学び、自立して社会生活を営むための基本的な生活習慣や社会性を確立することが求められます。

《地域と青年期の人との関わり》

地域の人が、青年の成長を守り、温かく声を掛けていくことで、将来の地域の担い手として自覚するようになります。

《課題》

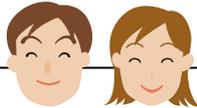
社会的にも認められる一貫した価値観や生き方を持ち、個人の利益だけではなく、家庭や地域社会全体に目を配れる人となるために、家庭や地域社会とのかかわりの中で、自己のあり方をじっくり考える機会を持ちましょう。

《具体例》

- ・ 社会人として、大人として生き方を学ぶ講演会、研修会に参加する
- ・ 地域活動、福祉活動に参加する
- ・ 青年団活動に積極的に取り組む など



(4) 成人期



《目標》自分を高め 社会貢献に努めます

社会人、家庭人として責任のある立場に立つ時期です。地域での活躍も期待され、様々な地域活動を通して成長することが期待されます。自己実現・社会貢献活動とともに、スポーツや食などを通じた心身の健康づくりに取り組むことが求められています。

《地域と成人期の人との関わり》

同じ目的を持つ仲間が集まって、住みよい社会をつくる活動を個人の生きがいにつながるなど、地域の人づくりの核として活躍が期待されます。

《課題》

日常生活を楽しみながら、職場や家庭での自己啓発によって職業能力を磨いたり、新しいことに挑戦するだけでなく、より良い社会をつくるための活動にも参加しましょう。

《具体例》

- ・ 地域活動、福祉活動に参画する
- ・ 環境保全活動に参画する など



(5) 成熟期



《目標》健康づくりに心掛け 暮らしの知恵を次世代に伝えます

体力などに応じて就労したり、これまでの人生で培った知識や技能を人に伝えることなどで、社会参加するとともに、更に新しいことに挑戦するなど、好奇心を持ち続け、心身ともに健康で生きがいのある充実した生活を送ることが求められます。

《地域と成熟期の人との関わり》

地域の中で、成熟期の町民が持つ知識や技能、地域の習慣や古くから伝わる民話などを継承する機会を積極的に設けましょう。

《課題》

これまで培ってきた経験や知識・技能を、次世代に継承するとともに、地域住民や趣味の仲間たちとふれあいを深め、人間関係を広げましょう。

《具体例》

- ・体力に応じた健康づくりに取り組む
- ・美しい環境、平和な社会を築くために貢献する
- ・地域の伝統、歴史文化を継承する
- ・高齢者の知恵や家風を次世代に伝える など

2 町民憲章実現のための生涯各期の目標

(1) 町民憲章実現のための生涯各期の目標

町民憲章の条文を町民の到達目標と定め、これを柱として、生涯各期の目標を一覧にまとめました（「町民憲章実現のための生涯各期の目標」をご覧ください）。

付属資料 町民憲章実現のための生涯各期の目標

| | | 各期の目標 | のびのび遊び豊かな心を育てます | 仲間と一緒にいろいろなことに挑戦します |
|------------------|----------------------|------------|----------------------|------------------------------|
| | | 生涯各期 | 乳幼児期 | 少年期 |
| 町 民 憲 章 | 郷土の自然を守り美しい町をつくりま | 自然への関心 | 自然に親しむ | 郷土の自然や歴史に親しむ |
| | | 環境 | 自然を大切にする | ものが生まれる過程を知りものや資源を大切にする |
| | | 環境保全 | 身の回りを整頓する | 身の回りを清潔にする |
| | 心のふれあいを大切にし明るい町をつくりま | ふれあい(思いやり) | 感謝の心を養う | 多くの人とのふれあいにより思いやりの心を養う |
| | | 家庭 | 家族と仲良くする | 家事を分担し家族で助け合う |
| | | 協調 | 友達と楽しく遊ぶ | 様々な活動に参加し、大勢の人が協力することの大切さを知る |
| | 教養をたかめ文化の香る町をつくりま | 視野 | 身近なものに興味や関心を持つ | 日常生活に必要な概念を発達させる |
| | | 感性 | 様々な体験をする | 優れた文化に触れる |
| | | 教養 | 絵本に親しむ | 基礎的な学習能力を身につける |
| | 元気で働き豊かな町をつくりま | 研さん | できるまで何度もやってみる | あきらめないで最後までやり遂げる |
| | | 健康づくり | 元気に遊び、基本的な生活習慣を身につける | 良い生活習慣を身につけ基礎体力を養う |
| | | 勤勉 | 家族の手伝いをする | 家庭や学校で与えられた役割を果たす |
| | きまりを守り住みよい町をつくりま | 自己規制 | 約束を守る | 良いこと悪いことをきちんと判断し行動する |
| | | 礼儀 | 明るくあいさつする | 正しい礼儀作法を身につける |
| | | 安心安全 | 交通ルールを守る | 自分の命は自分で守る意識を持つ |

| 将来の夢の向かって 自分の可能性を 広げます | 自分を高め社会貢献に努 めます | 健康づくりに心がけ 暮らしの知恵を 次世代に伝えます |
|--|-------------------------------|----------------------------------|
| 青 年 期 | 成 人 期 | 成 熟 期 |
| 郷土の自然や歴史に関心を持つ | 自然や歴史の保護・継承に努める | 地域の歴史を次世代に伝える |
| 資源の有効活用・無駄を省いた暮らしを心がける | 地域で資源の有効活用に取り組む | ものを大切にする心や資源の有効活用を次世代に伝える |
| 環境問題への知識を深め環境美化に努める | 快適に生活できる、地域づくりに努める | 地域の美しい環境を守る |
| 他者との交流を深め豊かな人間性を身につける | 相手の意見や立場を尊重しながら地域交流の中心的役割を果たす | より良いまちづくり家庭づくりに助言する |
| 自立に向けた判断力・実践力を培い、将来の夢に向かって家族への尊敬と感謝の心をはぐくむ | 温かさと厳しさのある家庭を築く | 次世代に家風を継承する |
| 互いに手を差し伸べ助け合う態度を養う | 様々な立場の人と共に生きる社会づくりに努める | 地域の中に温かい人間関係を築く |
| 将来を見据えた生活設計をたてる | 生活設計を実行し、必要に応じて見直す | 視野の広さ、心のゆとりを身につける |
| 文化芸術に親しみ豊かな創造力を身につける | 芸術文化活動の進展に貢献する | 地域の伝統芸術・文化を次世代に伝える |
| 将来必要となる学習に取り組む | 優れた個性と専門性を養う | 長年培ってきた能力を家庭や地域で生かす |
| 失敗を重ねながら成し遂げる喜びを体験する | 自己実現のために努力する | 自分を磨きながら、後進を指導する |
| 健康な生活の基礎を培い、自分にあった健康づくりに取り組む | 適度な運動や休養、バランスの良い食事など健康管理に努める | 規則正しい食生活を心がけ体力に応じた健康づくりに取り組む |
| 人生の目標に向かって努力する | 自分の仕事に自身と誇りを持ち後進の育成指導にあたる | 自分にあった仕事を通して働く喜びを味わう |
| 社会の一員としての自覚を持ち節度ある態度を身につける | 社会人として責任ある行動をする | 経験を生かし社会生活の指導的役割を果たす |
| 時と場合に応じた言葉遣いやマナーを身につける | 礼儀を大切にする次世代を育てる | 若年者の規範となる対応を心がける |
| 事故防止や災害時に適切に判断し行動できる力を身につける | 家族や地域の人が安全に生活できるよう配慮する | きまりが守られる地域づくりに尽力する |

付属資料 生涯学習推進構想図

町民憲章

わたくしたち町民は

1. 郷土の自然を守り美しい町をつくります。
1. 心のふれ合いを大切に、明るい町をつくります。
1. 教養をたかめ、文化の香る町をつくります。
1. 元気で働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、住みよい町をつくります。

生涯学習推進大綱

2

大綱を推進することが町民憲章の実践につながります

基本理念

心ゆたかな人をはぐくむ

- ☆ 生涯にわたって学び続ける『知性』を備えた人
- ☆ 郷土への愛着と誇りを持つ『情操』の豊かな人
- ☆ 志を持って未来をひらく『意志』の強い人

基本目標

『学び・つなぎ・生かす・心ゆたかな人をはぐくむ』

期別目標

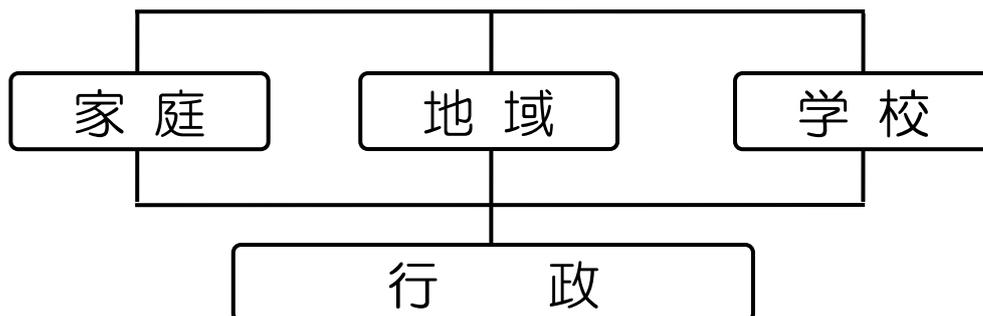
- 《乳幼児期》 のびのび遊び 豊かな心を育てます
- 《少年期》 仲間と一緒に いろいろなことに挑戦します
- 《青年期》 将来の夢に向かって 自分の可能性を広げます
- 《成人期》 自分を高め 社会貢献に努めます
- 《成熟期》 健康づくりに心がけ 暮らしの知恵を次世代に伝えます

1

実践の場で、学び、つなぎ、生かすことで大綱の推進を図ります

実践の場

学 び ・ つ な ぎ ・ 生 か す



付属資料 生涯学習推進関係者名簿

生涯学習推進関係者名簿

東伊豆町長 太田長八

東伊豆町副町長 鈴木新一

東伊豆町教育長 金指善郎

《教育委員会》

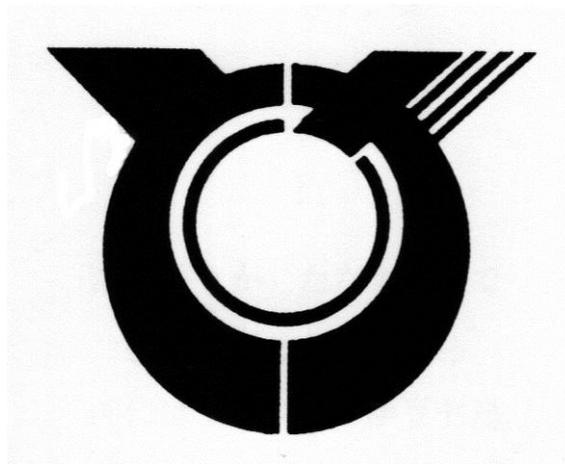
| | |
|-------|------|
| 教育委員長 | 鳥澤孝雄 |
| 教育委員 | 梅原幸恵 |
| 教育委員 | 竹内明美 |
| 教育委員 | 渡邊健司 |

《生涯学習推進委員》

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 太田和正 |
| 副委員長 | 秋永峰代 |
| 委員 | 大倉千都子 |
| 委員 | 鈴木千晴 |
| 委員 | 藤井重子 |
| 委員 | 山田弘美 |
| 委員 | 山田正則 |
| 委員 | 山本弘美 |

《社会教育委員》

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 柿沼悠子 |
| 副委員長 | 山西秀次 |
| 委員 | 木村卓美 |
| 委員 | 野崎元廣 |
| 委員 | 飯田むつみ |
| 委員 | 内山久人 |
| 委員 | 土屋重幸 |
| 委員 | 成生博幸 |
| 委員 | 太田輝美 |
| 委員 | 居山信子 |
| 委員 | 須佐衛 |



東伊豆町生涯学習推進大綱

発行／編集：東伊豆町教育委員会

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3354 番地

電話：0557(95)6206 FAX：0557(95)5691